

平成27年 8 月26日

各 位

会 社 名 株式会社京王ズホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 長野 成晃
問 い 合 せ 先 管 理 本 部 財 務 経 理 課
(TEL : 022-722-0333)

臨時株主総会開催日の決定並びに付議議案決定に関するお知らせ

当社は、平成27年 7 月27日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、平成27年 8 月11日を基準日として臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する旨をお知らせしましたが、平成27年 8 月24日開催の取締役会において、その開催日時、開催場所並びに付議すべき議案を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本臨時株主総会の開催日時

平成27年 9 月24日（木曜日）午後 2 時

II. 本臨時株主総会の開催場所

宮城県仙台市青葉区一番町 1 丁目 9 番 1 号

仙台トラストタワー 5 階

トラストシティカンファレンス・仙台 Room 2+3

III. 本臨時株主総会に付議する議案

第 1 号議案 株式併合の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

IV. 本臨時株主総会に付議する議案に関する補足説明

第 1 号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

当社は、平成 5 年に仙台市内において設立された後、東北地方を基盤として移動体通信事業等を展開し、平成16年 1 月をもってその発行する株式を株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の開設するマザーズ市場に上場しておりました。その後、当社は、テレマーケティング事業、不動産事業など運営事業の範囲を順次拡大させてまいりましたが、平成23年 8 月 9 日付プレスリリース「不適切な取引及び会計処理の全容判明に向けた第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」以下の一連のプレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社の創業者であった元代表取

締役(以下「本創業者」といいます。)に対する不正な資金流出等に端を發し、取締役の監督機能や監査役の監視機能の不全に加え、会計組織の適切な整備・運用が行われていないなどの内部管理体制等の長期間に及ぶ著しい不備があり、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いことを理由に、平成24年1月18日付で、東証より、特設注意市場銘柄に指定されました。その後、当社は、会社風土の抜本的改革、監査体制の改新、内部監査室による監査の実効化、関係者の処分等の再発防止策を掲げ、内部管理体制等の改善に取り組む旨を開示しておりましたが、当社の内部管理体制等の十分な改善は認められず、平成25年4月30日付で東証からは特設注意市場銘柄の指定の継続の決定を受けておりました。

そのような状況下において、従前から当社と業務提携および資本提携関係にあり取引関係を継続してきた株式会社光通信(以下「光通信」といいます。)による、当社株式に対する公開買付けにより、当社は光通信の子会社となり(参照：当社の平成26年4月7日付プレスリリース「株式会社光通信による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」および平成26年5月23日付プレスリリース「株式会社光通信による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社、主要株主の異動に関するお知らせ」)、当社は、光通信の子会社として、平成26年7月29日に当社の役員体制を刷新するとともに、引き続きマザーズ市場での当社株式の上場を維持するべく、光通信からの人的支援・物的支援等を受けながら不採算事業の整理・統廃合を含む経営体制全般の見直しを図るとともに、当社の内部管理体制の改善に努めてまいりました。

しかしながら、当社の平成27年1月13日付プレスリリース「社内調査委員会からの調査報告書(最終報告書)の受領に関するお知らせ」を初めとする各プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、外部機関からの会計処理に関する疑義の指摘を契機として設置した社内調査委員会による調査の結果、平成23年9月から平成26年4月までの間、当社から本創業者への不正な資金流出が継続して行われていた事実等が判明いたしました。これを踏まえ、当社は、不正に流出した資金の回収に向けて法的手続きを進めるとともに、この資金流出に関与した者の処分およびかかる不正の再発防止に向けた内部管理体制の改善に努めてまいりましたが、東証より、平成27年4月28日付で、特設注意市場銘柄に指定されたにもかかわらずその指定がなされた時期からの新たな不正な資金流出を回避できなかった内部管理体制上の問題点などを理由として、平成27年5月29日をもって当社株式を上場廃止にする旨の決定を受けるに至りました。

上場廃止に伴い、当社株式は株式振替制度下での取扱いが廃止となり、振替株式でなくなり、各証券会社での取扱いもできなくなりました。一方で、当社は株券不発行会社であるため、振替制度の適用を受けなくなった当社株式にかかる各種株式事務(株主様の権利の行使や保全、株主様の異動等にかかる株主名簿の管理等に関する事務を含みます。)に関し、当社の直接的な責任とその維持管理にかかる費用その他の負担が、上場していた時期と比べて非常に大きなものとなっていること、上場廃止日現在にお

いても3,000名以上の多くの少数株主様を擁するなかで、正確・適確で円滑な株式事務を維持・継続していくためには、相当程度の管理体制の構築・維持とそのため能力・ノウハウ・費用負担が必要とされるところ、当社において、それを構築・維持し負担し続けることは、現実的には非常に困難な状況であるとの認識の下、株主様ひとりひとりの権利および財産形成に直接かかわる重大事である株式事務に関して少しの不安もある状態は、一株式会社としての株主様への責任の観点からも許されることではないとの考えから、当社の少数株主様の権利保護に資する抜本的な対策を具体的に現実的に講じていかなければならないとの認識を有するに至りました。

更に、当社の今後の健全な事業・経営の運営の継続のためには、業務・経営の効率性の向上のための抜本的なコスト削減等の施策をより積極的に展開していく必要があり、その一環として、上場廃止後も引き続き負っている有価証券報告書提出義務を果たすための体制の維持とこれにかかる費用について、その負担軽減のための具体的な施策を検討するに至りました。

一方、事業運営面につきましては、当社グループの主力事業である移動体通信事業の分野においては、総じて市場が成熟しつつあるなか、相次ぐ仮想移動体通信事業者(MVNO)の参入や、新料金プランの導入など各社が幅広いサービス展開をするなど同分野での市場競争は新たな局面を迎えており、今後も多くの競合他社との間で熾烈な競争を繰り広げることが見込まれております。また、当社グループで営むテレマーケティング事業で取り扱う保険の分野においても、人口の減少等により飽和状態にある市場環境のなか、数少ないパイを競合代理店間にて奪い合う状態が続き、競争環境はますます厳しいものとなってきております。

このような状況のなか、当社グループは、当社の運営するソフトバンクショップ事業にかかる一次代理店を傘下に擁する光通信グループと緊密な取引関係および資本関係を築いてまいりましたが、当社グループが今後もかかる競争環境のなかで勝ち残り続けるには、各通信キャリアの取り扱う移動体通信回線の取次ぎ、携帯電話等の通信機器の販売にかかる一次代理店として、直接または傘下代理店を通じて全国の各店舗における店舗運営および販売手法等の成功事例をノウハウとして保有し、また日本有数のテレマーケティング事業拠点を通じて多種多様な商材をテレマーケティング手法で販売することによって築き上げたテレマーケティング事業にかかる営業ノウハウを蓄積するとともに、当社グループでは取り扱っていない事業を含め多岐にわたる事業分野にかかる各種商材を取り扱っているという光通信グループの強みを活かし、当社グループがその東北の重要な拠点として営業規模の拡大を図っていくことにより、更なる相乗効果が見込まれる取引関係を築き上げていくことが重要であり、そのためには、当社が光通信グループの完全子会社(光通信の連結子会社を含む光通信グループの株式保有比率が100%となることをいいます。以下同じ。)となって当社グループの組織体制・運営体制を光通信グループの組織体制・運営体制と完全に統合させ、かかる市場競争に勝ち残って収益構造の安定化・強化を図るための各種施策を迅速かつドラスティックに意思決定できる体制に移行することが、当社グループ全体の事業の健全な継続および企業価値の向上に資するものと考えております。なお、かかる各施策は、

その効果が業績に反映されるまでに中長期の時間を要することになる可能性があるのみならず、むしろ短期的には財務状態が悪化し、多額の損失が計上されるリスクも存在するため、当社の株主の皆様は短期的なマイナスの影響が及ぶのを回避し、短期的な業績変動に動じることなく、中長期的に当社が企業価値の向上を持続的に図っていくためにも、当社株式を非公開化し、光通信グループの完全子会社となる体制に移行することが必要になるものと考えております。

具体的な方法については、平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により少数株主様の権利保護を目的とした規定が整備されたと考えられること等を総合的に考慮し、株式併合によることが合理的であると判断いたしました。

以上の次第で、当社は、本臨時株主総会において、後記2に掲げる内容にて株式併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)の可否を、株主の皆様にお諮りしたく存じます。なお、本臨時株主総会にかかる基準日現在の株主名簿に基づきますと、本株式併合が実施された場合には、光通信以外の株主の皆様の保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です(なお、株式併合の効力発生前または後に、光通信がその連結子会社に、光通信の保有する当社株式の一部または全部を譲渡する可能性もあるとのことですが、いずれの場合でも、当社は光通信グループの完全子会社となる見込みです。)

2. 本株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

当社株式

なお、当社では種類株式を発行しておりません。

(2) 株式併合の割合

当社株式について、1,096,350株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる場合には、後記3(2)のとおり会社法の定めに基づいて一括して処分したのち、その処分代金を端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 株式併合の効力発生日

平成27年10月14日

(4) 株式併合後の発行可能株式総数

16株

3. 本株式併合における併合の割合の相当性に関する事項

本株式併合における株式併合の割合は、当社株式1,096,350株を1株に併合するというものであります。そして、前記1に記載いたしましたとおり、本株式併合は、当社を光通信グループの完全子会社とするために実施するものであり、当社は、こ

の完全子会社化を確実に果たすという本株式併合の目的に照らして、かかる併合の割合は相当であると判断しております。そして、当社は、前記2に記載のとおり株式併合の内容を定めること、および後記3(2)に記載のとおり想定する1株当たりの株価を定めることを、平成27年8月24日付開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)にて決議いたしました。

前述した内容のほか、この株式併合の割合の相当性に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 当社の株主(親会社を除きます。)の利益を害さないように留意した事項

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、後記(2)に記載のとおり、第三者算定機関であるあすなるビジネスコンサルティング有限責任事業組合(代表組合員辻高史氏(公認会計士)。以下「ABC」といいます。)から当社株式に係る株式価値算定書(以下「本株価算定書」といいます。)の提出を受けております。

② 弁護士である当社の社外役員からの助言等

当社は、当社取締役会の意思決定の過程の公正さを確保するため、弁護士である当社の社外取締役の村田知彦氏、同じく弁護士である当社の社外監査役の檜山公夫氏(ただし、檜山公夫氏は平成27年6月29日をもって当社の社外監査役を任期満了により退任いたしました。)および内田正之氏から、本株式併合を含む当社株式の取扱いおよび諸手続に関して適宜助言および意見の表明を受けております。なお、当社は、当社株式について上場廃止となる前より、村田知彦氏、檜山公夫氏および内田正之氏の各氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役および社外監査役として独立役員に指定しており、当社から独立した公正中立な立場にある者と判断しております。また、各氏は、光通信とは重大な利害関係を有しておりません。

③ 利害関係を有しない取締役および監査役全員の承認

当社は、本株式併合を本臨時株主総会に付議する旨の議案を本取締役会に上程しておりますが、利益相反ひいては決議の公正さに対する疑義を回避する観点から慎重を期すため、本取締役会においては、光通信の使用人を兼務しております長野成晃氏を除く取締役4名(全取締役の員数は5名であり、うち1名は社外取締役となる。)および監査役3名(全監査役の員数は3名であり、うち2名は社外監査役となる。)全員が出席し、本株価算定書の内容および前記②における助言等その他関連資料の内容を踏まえ、本株式併合の諸条件について慎重に審議した結果、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また出席した監査役のいずれからも本取締役会において前記決議を行うことにつき異議は述べられておりません。

(2) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額

および当該額の相当性に関する事項

前記1に記載のとおり、本臨時株主総会に係る基準日現在の株主名簿に基づきますと、本株式併合により、光通信以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果として生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数(会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、端数に応じて交付いたします。当社は、かかる売却手続きに関し、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却(買取)価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株式併合の効力発生日の前日である平成27年10月13日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する株式の数に1株当たり335円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が前記の金額と異なる場合もあります。

そして、前記の1株当たりの株式価値は、後記①に記載のとおりABCによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価方式に基づく算定結果のレンジの上限値に近い金額であり、かつ純資産価額方式とディスカウント・キャッシュ・フロー方式(以下「DCF方式」といいます。)との併用方式(純資産価額方式による企業価値とDCF法による企業価値の加重割合は1対1。以下「株価折衷方式」といいます。)に基づく算定結果の中央値に近似する金額であることおよび後記①および②に定める措置を履践したうえで決定された価格であること等を踏まえ、株主の皆様に対して交付する売却金額の基礎とする1株当たりの金額として適切かつ合理的であると考えております。

そのため、当社は、端数処理により株主の皆様が交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

この1株当たりの金額の算定に関し、当社がその相当性が確保されるよう講じた措置の具体的な内容は次のとおりであります。

① 当社および親会社から独立した第三者算定機関からの株価算定書の取得

当社は、本株式併合の手続きの公正さを担保するために、当社および当社の親会社である光通信から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないABCから平成27年6月25日付で本株価算定書を取得いたしました。なお、ABCは、本株式併合において重大な利害関係を有しておりません。

ABCは、当社株式に係る株式価値の算定にあたり、当社の役員等から適宜当社

グループの事業の現状および将来の事業計画等の各種資料を取得し、これらについて説明を受けたうえで、一定の仮定条件のもとで当社株式の価値を算定いたしました。

そして、ABCは、当社株式が平成27年5月28日まで東証マザーズ市場に上場していたため、近接した時点において不特定多数の投資家の評価により形成された株価を株式価値算定に際して参照することに相当の合理性がある一方、当社は平成27年5月29日以降には非上場会社となっているため、株式の売買が現実的に相当程度制約されることを踏まえて非上場会社として評価した株価を適正価格とすることにも相当の合理性があるとの考えから、直近まで上場会社であったことを勘案した市場株価算定方式と、非上場会社としての株式価値算定方法にて得られた結果を併記する方法によって、いずれも適正な株式価値として結論付ける方法を用いることにしております。なお、ABCは、非上場会社としての株式価値算定方法として、当社が光通信グループの完全子会社となることで当社の財産に対して同社の支配権が及ぶことについて考慮する必要があること、およびこの完全子会社化によって光通信が当社の将来収益を取り込むことになるため将来価値を加味することができる評価方法についても考慮する必要があるとの考えにより、株価折衷方式を採用しております。

そして、ABCが前述した各算定手法に基づいて算定した当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ次のとおりとなります。

市場株価算定方式 284円から348円まで

株価折衷方式 300円から366円まで

まず、市場株価方法では、当社が上場廃止の決定が公表された事実を織り込んで形成された1か月間（18取引日）の平均株価を適正な株式価値とみなすことが実態に即した企業価値を反映できるものとの考えにより、当社株式の上場廃止の公表がなされた翌営業日の平成27年4月30日を基準日として、上場廃止日の前営業日である平成27年5月28日までの1か月間における東証マザーズ市場での株価終値単純平均値316円をもとに、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を284円から348円までと算定しております。

次に、株価折衷方式において、ABCは、まず、純資産価額方式による株式価値算定において、当社の平成27年3月期決算短信の内容を確認したうえで、当該決算短信における当社の資産の額には時価と簿価に大きな乖離はないとの判断に基づき、平成27年3月期純資産額1,041,571千円（表示単位未満の数字は切り捨てております。以下同様とします。）から少数株主持分105,754千円を控除した差引合計額935,817千円を、当社株式の発行済株式総数5,495,950株（自己株式118,650株を控除しております。）で除して得られる170円をもって当社株式に係る1株当たりの株式価値としております。

また、ABCは、当社の平成28年3月期から平成32年3月期までの5か年の事業計画を当社から受領したうえで、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を踏まえ、本株式併合の実施を前提としない財務予想に基づく将

来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって当社の企業価値および株式価値を評価しております。そして、このDCF方式によって算定された企業価値評価額2,724,417千円を当社株式の発行済株式総数5,495,950株(自己株式118,650株を控除しております。)で除して得られる496円をもって当社株式にかかる1株当たりの株式価値としております。なお、ABCは、上記算定に際して、当社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの各資料および情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提にしており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。

そして、ABCは、純資産価額方式による株価算定額170円、DCF方式による株価算定額496円をもとに、前者による株価と後者による株価を1対1の割合としたことによって得られる当社株式の1株当たりの株式価値333円をもとに、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を300円から366円までと算定しております。

なお、当社は、取締役会において、本株式併合にかかる上記のABCによる株式価値の算定手法およびその算定結果の合理性等について確認をいたしました。これらについて特段の異論は出ておりません。

② 弁護士である当社の社外役員からの助言等および特別の利害を有しない取締役および監査役全員の承認

前記3(1)②に記載のとおり、当社では、本株式併合において端数となる場合における1株当たりの株式価値を含め、弁護士である当社の社外役員からの助言および意見の表明を受けておりました。そして、本取締役会においては、本株価算定書および当該助言等を踏まえ、前記3(1)③に記載のとおり利害関係を有しない取締役4名全員が一致して1株当たりの株式価値を335円とすることが相当であると決議し、同じく利害関係を有しない監査役3名全員からも異議は述べられておりません。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 上場廃止について

当社は、平成27年4月28日、東証より、平成27年4月28日をもって当社株式を整理銘柄に指定し、平成27年5月29日付けで上場廃止とする旨の決定を受け、当社株式は平成27年5月29日をもって上場廃止となりました。

(2) 資本金および準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について

① 目的

当社は、平成27年3月期において1,154,709千円の繰越利益剰余金の欠損を計上しました。

この平成27年3月期末時点で発生していた繰越利益剰余金の欠損額を補填し、

財務体質の健全化を図るため、当社は、平成27年6月29日開催の第22回定時株主総会の決議により、後記②、③および④において記載した要領のとおり、会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少ならびに会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分(以下「減資および剰余金の処分等」といいます。)を行うこととしました。この減資および剰余金の処分等は、純資産の部における各項目間の計数に変動が生じるのみであり、純資産の額自体には変動は生じず、また特段の現金等の支出を伴うことはありません。

なお、この減資および剰余金の処分等は平成27年8月11日をもってその効力が発生しております。

② 資本金の額の減少の要領

資本金の額1,199,086千円を1,099,086千円減少して、100,000千円といたしました。なお、発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少し、資本金の減少額1,099,086千円は、その他資本剰余金に振り替えております。

③ 資本準備金の額の減少の要領

資本準備金の額69,874千円を44,874千円減少して、25,000千円といたしました。なお、資本準備金の減少額44,874千円は、その他資本剰余金に振り替えております。

④ 剰余金の処分の要領

A 減少すべき資本剰余金の額

その他資本剰余金 1,154,709千円

B 増加すべき利益剰余金の額

繰越利益剰余金 1,154,709千円

C 剰余金の処分の方法

会社法第452条の規定に基づき、前記②および③の各手続により増加するその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、平成27年3月31日現在のその他繰越利益剰余金の欠損1,154,709千円を全額解消いたしました。

5. その他

本株式併合のその他手続上の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

(ご参考)

本議案が承認可決された場合には、会社法第182条第2項の定めに従い、定款一部変更の決議を経ることなく、平成27年10月14日をもって定款変更が行われたものとみなされることとなります。なお、定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>17,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16株</u> とする。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、当社株式につき現在1単元100株とする単元株式数を定めておりますが、第1号議案が原案のとおり承認可決され、かつ本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式の総数は5株となりますので、会社法第188条第2項および会社法施行規則第34条により、単元株式数を定めることができなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、当社株式の単元株式数の定めを廃止するために定款第8条(単元株式数)、第9条(単元未満株式についての権利)および第10条(単元未満株式の買増し)を削除するとともに、これらの条文の削除に伴う条数の繰上げを行うものであります。

そして、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が原案のとおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件とするものであることに鑑み、第1号議案の本株式併合の効力発生日をもってその効力が発生する旨の附則を併せて設けるものであります。なお、本附則は、本株式併合の効力発生日の経過後、削除するものとします。

2. 変更の内容

前記1の定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
(<u>単元株式数</u>) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(<u>单元未満株式についての権利</u>) <u>第9条 当会社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>单元未満株式の買増し</u>) <u>第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第11条～第38条(条文省略)</p>	<p>第8条～第35条(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 <u>第8条(单元株式数)、第9条(单元未満株式についての権利)及び第10条(单元未満株式の買増し)の規定の削除に係る変更並びにそれに伴う条数の繰上げは、当社の平成27年9月24日付開催の臨時株主総会の第1号議案にかかる株式併合の効力発生日をもって、その効力が生じるものとする。なお、本附則は、株式併合の効力発生日を経過した時点をもって、削除する。</u></p>

以上